

蕨市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

蕨市国民健康保険税条例（昭和29年蕨市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「資産割額並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削り、同項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「並びに」を「及び」に改め、同項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「並びに」を「及び」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の6.4」を「100分の6.8」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「33,000円」を「41,100円」に改める。

第5条の2を次のように改める。

第5条の2 削除

第5条の3中「100分の2.2」を「100分の2.5」に改める。

第5条の4中「14,000円」を「15,600円」に改める。

第6条中「100分の2.2」を「100分の2.3」に改める。

第7条中「12,000円」を「13,200円」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第7条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第7条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第19条第1項中「及びイ」を削り、「65万円」を「66万円」に、「ウに掲げる額」を「イに掲げる額」に、「24万円」を「26万円」に、「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に、「エに掲げる額」を「ウに掲げる額」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号中「特定同一世帯所属者」の次に「(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)」を加え、同号ア中「23,100円」を「28,770円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「9,800円」を「10,920円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「8,400円」を「9,240円」に改め、同号中エをウとし、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
1,260円

第19条第1項第2号ア中「16,500円」を「20,550円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「7,000円」を「7,800円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「6,000円」を「6,600円」に改め、同号中エをウとし、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
900円

第19条第1項第3号ア中「6,600円」を「8,220円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「2,800円」を「3,120円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「2,400円」を「2,640円」に改め、同号中エをウとし、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
360円

第19条第2項第1号ア中「4,950円」を「6,165円」に改め、同号イ中「8,250円」を「10,275円」に改め、同号ウ中「13,200円」を「16,440円」に改め、同号エ中「16,500円」を「20,550円」に改め、同項第2号ア中「前項第1号ウ」を「前項第1号イ」に、「2,100円」を「2,340円」に改め、同号イ中「前項第2号ウ」を「前項第2号イ」に、「3,500円」を「3,900円」に改め、同号ウ中「前項第3号ウ」を「前項第3号イ」に、「5,600円」を「6,240円」に改め、同号エ中「7,000円」を「7,800円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 270円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 450円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

第19条第3項に次の2号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の3の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第3項及び第4項並びに第6項から第13項までの規定中「第6条」を「第6条、第7条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の蕨市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年2月17日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄